# 幼稚園新規採用教員研修実施要項

大阪府教育委員会

### 1 目 的

新規採用教員に対して、教育公務員特例法の規定に基づき、幼稚園の教育水準の維持向上を図るため、 現職研修の一環としてその職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施し、実践的指導力と使命感を養 うとともに、幅広い知見を得させることを目的とする。

### 2 対 象

- (1) 新規採用教員研修の対象となる教員(以下「新規採用教員」という。)は、幼稚園に所属するすべての新規採用教員(教諭)とする。
- (2) 新規採用教員が所属する幼稚園を所管する教育委員会(以下「関係市町村教育委員会」という。) は、当該新規採用教員について、年間研修計画及び年間指導計画に従い、1年間の新規採用教員研修を受けさせるものとする。

### 3 内 容

新規採用教員は、次の内容の研修を受けるものとする。

- (1) 園内研修
  - 園内における幼児教育コーディネーターによる指導及び助言による研修(年間9日)
- (2) 園外研修

園外における大阪府幼児教育センター等が行う研修(年間9日)

# 4 年間研修計画

- (1) 大阪府幼児教育センターは、年間研修計画を作成する。
- (2) 前号の年間研修計画においては、第3項に定める事項のほか、園内における園長を中心とする指導及び助言による研修、園外における研修の項目、時期、その他必要な事項を定めるものとする。
- (3) 関係市町村教育委員会は、大阪府幼児教育センターが作成する年間研修計画に基づき、地域の実情に配慮して、当該市町村における年間研修計画を作成するものとする。

### 5 年間指導計画

- (1) 園長は、前項により大阪府幼児教育センター及び関係市町村教育委員会が作成する年間研修計画に基づき、園内体制や地域の実情を配慮し、幼児教育コーディネーターの参画を得て、当該園における年間指導計画(以下「年間指導計画」という。)を作成するものとする。
- (2) 年間指導計画においては、園外における研修との関連に配慮して、園長は研修の項目及び時期、 その他必要な事項を定めるものとする。なお、研究保育の指導が十分に行われるように配慮するも のとする。

## 6 園内研修体制

- (1) 園長は、年間指導計画に従い、新規採用教員に対し指導及び助言を行うものとする。
- (2) 幼児教育コーディネーターは、園長及び教員による新規採用教員に対する指導及び助言の状況を 把握し、年間を通して系統的、組織的な研修が行われるように努めるものとする。
- (3) 園長は、新規採用教員に対する研修を円滑に行うため、園全体としての協同的な体制を確立するとともに、この研修を園務分掌組織に位置付けるものとする。
- (4) 園長は、新規採用教員が園外における研修を受ける間、必要に応じて、すべての教員による適切な援助が行われるように配慮するものとする。

### 7 幼児教育コーディネーター

- (1) 大阪府幼児教育センターに非常勤の幼児教育コーディネーターを置く。
- (2) 大阪府幼児教育センターは、幼児教育コーディネーターを該当園に対し計画的に派遣し、園内研修の指導・助言に当たらせるものとする。
- (3) 園長は、幼児教育コーディネーターによる新規採用教員に対する指導及び助言が円滑に実施できるように配慮するものとする。

### 8 実施園園長等連絡協議会

大阪府幼児教育センターは、新規採用教員研修を円滑かつ効果的に実施するため、関係する園長等の 連絡協議会を開催するものとする。

#### 9 年間指導計画書及び指導報告書等

- (1) 園長は、当該園における年間指導計画書及び指導報告書を当該園を所管する教育委員会に提出するものとする。
- (2) 関係市町村教育委員会は、当該市町村における年間研修計画書及び研修報告書を大阪府幼児教育 センターに提出するものとする。この場合、関係市町村教育委員会は、前号の年間指導計画書及び 指導報告書を添付するものとする。

#### 附則

- 1 この実施要項は、平成11年2月1日から施行する。
- 2 この実施要項は、平成13年2月1日から施行する。
- 3 この実施要項は、平成15年3月1日から施行する。
- 4 この実施要項は、平成15年4月1日から施行する。
- 5 この実施要項は、平成17年4月1日から施行する。
- 6 この実施要項は、平成21年4月1日から施行する。
- 7 この実施要項は、平成24年4月1日から施行する。
- 8 この実施要項は、平成30年4月1日から施行する。
- 9 この実施要項は、平成31年4月1日から施行する。